

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東大門安行西立野線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市長蔵一丁目一番七地先まで	川口市戸塚六丁目二一番六地先から	区 間
二五・二〇 ） 一七・三〇	二〇・七〇 ） 一二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九六・四四		延 長 (メートル)
		備 考